

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文

目次

○ 損害保険料率算出団体に関する法律施行令（昭和二十六年政令第三百八十九号）	1
○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）	4
○ 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）	6
○ 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）	10
○ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）	14
○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）	15
○ 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）	29
○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）	34
○ 社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）	38

○ 損害保険料率算出団体に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百八十九号）

改正案			現行												
<p>（登記について準用する商業登記法の規定の読替え）</p> <p>第二条 法第二十五条の規定において法の規定による登記について商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の規定を準用する場合には、同法（第七条、第十二条第一項第三号及び第五号、第十二条の二第五項、第十九条の三並びに第二十七条を除く。）の規定中「会社」とあるのは「損害保険料率算出団体」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあり、及び「営業所」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（登記について準用する商業登記法の規定の読替え）</p> <p>第二条 法第二十五条の規定において法の規定による登記について商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の規定を準用する場合には、同法（第七条、第十二条第一項第三号及び第五号、第十二条の二第五項、第十九条の三、第二十七条並びに第四十八条第二項を除く。）の規定中「会社」とあるのは「損害保険料率算出団体」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="width: 30%;">読み替える商業登記法の規定</td> <td style="width: 30%;">読み替えられる字句</td> <td style="width: 40%;">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>第十二条第一項第三号</td> <td>会社</td> <td>損害保険料率算出団体（損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。第</td> </tr> </table>	読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第十二条第一項第三号	会社	損害保険料率算出団体（損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。第	<table border="1"> <tr> <td style="width: 30%;">読み替える商業登記法の規定</td> <td style="width: 30%;">読み替えられる字句</td> <td style="width: 40%;">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>第十二条第一項第三号</td> <td>会社</td> <td>損害保険料率算出団体（損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。以</td> </tr> </table>	読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第十二条第一項第三号	会社	損害保険料率算出団体（損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。以
読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句													
第十二条第一項第三号	会社	損害保険料率算出団体（損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。第													
読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句													
第十二条第一項第三号	会社	損害保険料率算出団体（損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。以													



(略)	(削る)		(削る)	(削る)	(削る)		(削る)		(削る)
(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(削る)	(削る)	(削る)

(略)	第五十条第四項		第五十条第三項	第五十条第二項	第四十九条第三項 及び第五十条第一項		第四十九条第一項		
(略)	支店	会社	本店	支店	本店	支店	会社	本店	会社成立
(略)	従たる事務所	団体 損害保険料率算出	主たる事務所	従たる事務所	主たる事務所	従たる事務所	団体 損害保険料率算出	主たる事務所	団体成立 損害保険料率算出
									第二十三条第二項 各号

改正案

（金融商品会員制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の二の二 法第九十条に規定する登記について、同条において商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

え）（自主規制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の二の九 法第二百二条の十一に規定する自主規制法人に関する登記について、同条において商業登記法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記	読み替えられる字	読み替える字句
-----------	----------	---------

現行

（金融商品会員制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の二の二 法第九十条に規定する登記について、同条において商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第十七条第三項	その支店	その従たる事務所
（略）	（略）	（略）

え）（自主規制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の二の九 法第二百二条の十一に規定する自主規制法人に関する登記について、同条において商業登記法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記	読み替えられる字	読み替える字句
-----------	----------	---------

記法の規定	(略)	(略)
句	(略)	(略)
	(削る)	(削る)
	(略)	(略)

(合併の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)  
 第十九条の三の十五 法第三十六條第一項の合併の無効の訴えに  
 ついて、法第四十六條において会社法の規定を準用する場合に  
 おける同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとす  
 る。

読み替える会社法 の規定	(略)	(略)
句	(略)	(略)
	(削る)	(削る)
	(略)	(略)

記法の規定	(略)	(略)
句	(略)	(略)
	第十七條第三項	その支店
	(略)	(略)

(合併の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)  
 第十九条の三の十五 法第三十六條第一項の合併の無効の訴えに  
 ついて、法第四十六條において会社法の規定を準用する場合に  
 おける同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとす  
 る。

読み替える会社法 の規定	(略)	(略)
句	(略)	(略)
	第九百三十七條第 四項	支店(會員金融商 品取引所にあつて は、従たる事務 所)
	(略)	(略)

改正案

第九条の三及び第九条の四 削除

現行

第九条の三 削除

（登記の嘱託について準用する会社法の読替え）  
 第九条の四 法第七十七条第一項の規定において金庫の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）	本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）	主たる事務所

2| 法第七十七条第二項の規定において金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項（第一号二に係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第一項（第一号二に係る部分に限る。）	本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）	主たる事務所

3| 法第七十七条第三項の規定において金庫の創立総会又は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法	読み替えられる字	読み替える字句
----------	----------	---------



(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)

第九条の五 法第八十五条の規定において金庫の登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の規定を準用する場合においては、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略) (略) (略)

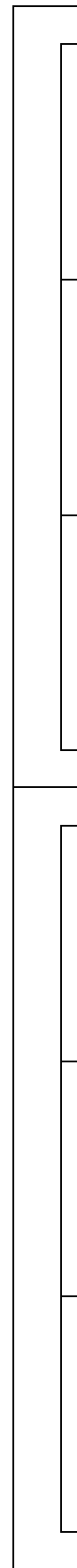
4 | 法第七十七条第四項の規定において金庫の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七條第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七條第一項（第一号に係る部分に限る。）	第九百三十條第二項各号	信用金庫法第七十四條第二項各号
第九百三十七條第四項	第九百三十條第二項各号	信用金庫法第七十四條第二項各号

(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)

第九条の五 法第八十五条の規定において金庫の登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の規定を準用する場合においては、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略) (略) (略)



改正案

第四条の三及び第四条の四 削除

現行

第四条の三 削除

（登記の嘱託について準用する会社法の読替え）  
 第四条の四 法第八十一条第一項の規定において金庫の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）	本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）	主たる事務所

2| 法第八十一条第二項の規定において金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項（第一号二に係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第一項（第一号二に係る部分に限る。）	本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）	主たる事務所

3| 法第八十一条第三項の規定において金庫の創立総会又は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法	読み替えられる字	読み替える字句
----------	----------	---------

(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)

第四条の五 法第八十九条の規定において金庫の登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の規定を準用する場合においては、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略) (略) (略)

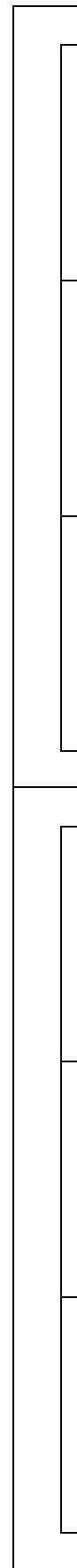
(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)

第四条の五 法第八十九条の規定において金庫の登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の規定を準用する場合においては、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略) (略) (略)

の規定	句	
第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）	第九百三十条第二項各号	労働金庫法第七十八条第二項各号
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第四項	第九百三十条第二項各号	労働金庫法第七十八条第二項各号

4 法第八十一条第四項の規定において金庫の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。



○ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（登記の期間）          第十一条（略）          2～4（略）</p> <p>5  法第四十五条第一項第六号に掲げる事項の登記は、法第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置をとる旨を定款で定めた日又は当該事項に変更を生じた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（登記の期間）          第十一条（略）          2～4（略）          （新設）</p>

改正案

現行

（削る）

（相互会社の創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第四条の七 法第三十条の八第六項の規定において相互会社の創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）	第九百三十七条第二項各号	保険業法第六十四条第三項において準用する第九百三十七条第二項各号

第四条の七、第四条の九（略）

第四条の八、第四条の十（略）

（削る）

（相互会社の社員総会について準用する会社法の規定の読替え）  
 第五条の五 法第四十一条第一項の規定において相互会社の社員総会について会社法第三百十九条第五項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。



(相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五條の五 法第四十一條第二項の規定において相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十五條第一項及び第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第八百三十五條第一項及び第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)	句	読み替えられる字	読み替える字句
	本店		主たる事務所
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

(相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五條の六 法第四十一條第二項の規定において相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十五條第一項及び第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第三百十九條第五項	句	読み替えられる字	読み替える字句
定時株主総会		定時社員総会	

読み替える会社法の規定 第八百三十五條第一項	句	読み替えられる字	読み替える字句
	本店		主たる事務所
第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)	第九百三十條第二項各号	主たる事務所 保険業法第六十四條第三項において準用する第九百三	

(削る)	(削る)
------	------

第五條の六、第五條の八 (略)

(相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五條の九 法第四十九條第二項の規定において相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十五條第一項及び第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第八百三十五條第一項及び第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)	句 本店	読み替える字句 主たる事務所
(削る)	(削る)	(削る)

支店	十條第二項各号 従たる事務所
----	-------------------

第五條の七、第五條の九 (略)

(相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五條の十 法第四十九條第二項の規定において相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十五條第一項及び第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第八百三十五條第一項	句 本店	読み替える字句 主たる事務所
第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)	本店 第九百三十條第二項各号	主たる事務所 保険業法第六十四條第三項において準用する第九百三

	(削る)	(削る)
--	------	------

(総代会設置特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数)  
 第五条の十 (略)

(削る)

(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

	支店	十條第二項各号 従たる事務所
--	----	-------------------

(総代会設置特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数)  
 第五条の十一 (略)

(相互会社について準用する会社法の規定の読替え)

第十条 法第六十四条第三項の規定において相互会社について会社法第九百十六条(第一号に係る部分に限る。)並びに第九百三十条第一項及び第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百十六条第一号	第九百十一条第三項各号	保険業法第六十四条第二項各号
第九百三十条第一項第二号	第九百二十二条第一項各号又は第二項各号	保険業法第六十九條の五第二項各号
第九百三十条第二項第一号	商号	名称

(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十条 法第六十七条の規定において相互会社に関する登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の規定を準用する場合においては、同法（第十二条の二第五項、第二十七条、第三十三条第一項及び第四十四条第二項第二号を除く。）の規定中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあり、及び「営業所」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四十四条第二項第二号	営業所	事務所
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)

第十条の二 法第六十七条の規定において相互会社に関する登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の規定を準用する場合においては、同法（第十二条の二第五項、第二十七条、第三十三条第一項及び第二項並びに第四十八条から第五十三条までを除く。）の規定中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十三条第二項	商号 営業所	名称 主たる事務所
第四十七条第三項	前項	保険業法第六十四条第一項
第四十八条第二項	会社法第九百三十条第二項各号	保険業法第六十四条第三項において準用する会社法第九百三十条第二項



第八十二条第三項		第八十二条第二項	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
第一項	本店	前項	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
第八十二条第三項において	事務所 本店又は主たる事 務所	前項 保険業法第七十 条第三項において 準用する前項	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

第八十二条第三項		第八十二条第二項	(略)	第五十条第四項	第五十条第三項	第五十条第二項	第四十九条第三項 及び第五十条第一 項	第四十九条第一項		
本店		前項	(略)	支店	会社	本店	支店	本店	会社	本店
事務所	本店又は主たる事 務所	前項 保険業法第七十 条第三項において 準用する前項	(略)	従たる事務所	相互会社	主たる事務所	従たる事務所	主たる事務所	相互会社	会社成立 相互会社成立 各号

(略)		
(略)	第八十条又は前条	準用する第一項
(略)	同条第三項において準用する第八十条又は前条	

(相互会社が電子公告により法又は他の法律の規定による公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十條の二 (略)

(保険契約者総会等について準用する会社法の規定の読替え)

第十一條の三 (略)

2 法第七十四条第三項の規定において保険契約者総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十六条第一項及び第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----	-------------	-----------	---------

(略)		第一項
(略)	第八十条又は前条	保険業法第七十条第三項において準用する第一項
(略)	同条第三項において準用する第八十条又は前条	

(相互会社が電子公告により法又は他の法律の規定による公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十條の三 (略)

(保険契約者総会等について準用する会社法の規定の読替え)

第十一條の三 (略)

2 法第七十四条第三項の規定において保険契約者総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十六条第一項及び第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----	-------------	-----------	---------

第九百三十七条第 一項（第一号トに 係る部分に限る。）	本店	主たる事務所
-----------------------------------	----	--------

（保険契約者総代会について準用する法等の規定の読替え）

2 第十一号の四（略）

3（略）

3 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総代会について法第七十四条第三項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第九百三十七条第 一項（第一号トに 係る部分に限る。）	本店	主たる事務所

第九百三十七条第 一項（第一号トに 係る部分に限る。）	本店 第九百三十条第二 項各号	支店 主たる事務所 保険業法第六十四 条第三項において 準用する第九百三 十条第二項各号
-----------------------------------	-----------------------	---

（保険契約者総代会について準用する法等の規定の読替え）

2 第十一号の四（略）

3（略）

3 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総代会について法第七十四条第三項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第九百三十七条第 一項（第一号トに 係る部分に限る。）	本店 第九百三十条第二 項各号	主たる事務所 保険業法第六十四 条第三項において 準用する第九百三 十条第二項各号



(組織変更の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第十二条の八 法第九十六条の十六第四項の規定において組織変更の無効の訴えについて会社法第九百三十七条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十七条の十六 法第七十条第三項の規定において相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法

--	--	--	--

(組織変更の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第十二条の八 法第九十六条の十六第四項の規定において組織変更の無効の訴えについて会社法第九百三十七条第三項(第一号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)
第九百三十七条第四項	第九百三十条第二項各号	第九百三十条第二項各号(保険業法第六十四条第三項において準用する場合を含む。)	支店
			支店及び従たる事務所

(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十七条の十六 法第七十条第三項の規定において相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法

--	--	--	--

の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第八十二条第二項	本店	本店又は主たる事務所
(略)	(略)	(略)

(相互会社と他の相互会社等との合併の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第十七条の十七 法第七十一条の規定において法第五十九条第一項の合併の無効の訴えについて会社法第八百三十六条第一項及び第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)

の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第八十二条第二項から第四項まで	本店	本店又は主たる事務所
(略)	(略)	(略)

(相互会社と他の相互会社等との合併の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第十七条の十七 法第七十一条の規定において法第五十九条第一項の合併の無効の訴えについて会社法第八百三十六条第一項並びに第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第九百三十七条第四項	第九百三十条第二項各号	第九百三十条第二項各号(保険業法)

(削る)	
(削る)	

(外国相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第三十条の三 法第二百十六条の規定において外国相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合には、同法(第一条の三、第十二条第一項第一号、第十二条の二第五項、第二十七条、第三十三条第一項、第四十四条第二項第二号、第二十八条、第二百二十九条第一項第二号及び第三項並びに第三百三十条第一項を除く。)の規定中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあり、及び「営業所」とあるのは「日本における主たる店舗」と、「代表者」とあるのは「日本における代表者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の三	読み替える商業登記法の規定	営業所	読み替えられる字句	日本における主たる	読み替える字句
-------	---------------	-----	-----------	-----------	---------

支店	
事務所	第六十四条第三項において準用する場合を含む。)支店又は従たる

(外国相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第三十条の三 法第二百十六条の規定において外国相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合には、同法(第十二条第一項第一号、第十二条の二第五項、第二十七条、第三十三条第一項及び第二項、第四十四条第二項第二号、第五十一条第一項、第二百二十八条、第二百二十九条第一項第二号及び第三項並びに第三百三十条第一項を除く。)の規定中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「日本における主たる店舗」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と、「代表者」とあるのは「日本における代表者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)	読み替える商業登記法の規定	(新設)	読み替えられる字句	(新設)	読み替える字句
------	---------------	------	-----------	------	---------

読み替える商業登記	読み替えられる字	読み替える字句	2	法第二百十六条の規定において外国相互会社に関する登記について商業登記法第十五条の規定を準用する場合における同条において準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(略)	(削る)	(略)	第十二条の二第五項	(略)	(略)	る店舗（保険業法 第八十七条第一 項第四号に規定す る日本における主 たる店舗をいう。 以下同じ。）
			(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(略)	

読み替える商業登記	読み替えられる字	読み替える字句	2	法第二百十六条の規定において外国相互会社に関する登記について商業登記法第十五条の規定を準用する場合における同条において準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第三十三条第二項	商号	名称	(略)	(略)	(略)	(略)	第十二条の二第五項	(略)	(略)	(略)
			(略)	営業所	日本における主たる店舗	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(略)	会社法第九百三十九条第二項	保険業法第二百七条第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(略)	九条第二項	七条第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(略)	この法律に	保険業法に	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)	第二十四条第一号	記法の規定
(略)	営業所	句
(略)	る店舗	日本における主たる

(略)	第二十四条第一号	記法の規定
(略)	営業所	句
(略)	事務所	

○ 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）

改正案	現行						
<p>第四条 削除</p> <p>（発起人等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え）</p> <p>第五条 法第二十五条第四項の規定において発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴えについて会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="331 271 432 1059"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	<p>（特定目的会社の支店の所在地における登記について準用する会社法の規定の読替え）</p> <p>第四条 法第二十二條第四項の規定において特定目的会社の支店の所在地における登記について会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百三十二條本文の規定を準用する場合には、同条本文中「第九百二十九條から第九百二十五條まで及び第九百二十九條」とあるのは、「資産流動化法第七十九條第一項において準用する第九百二十九條（第一号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>（発起人等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え）</p> <p>第五条 法第二十五条第四項の規定において発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="331 1137 432 1926"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>（資産流動化計画違反の社員総会の決議の取消しの訴えについて</p>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)					

第二十条から第二十三条まで  
削除

準用する会社法の規定の読替え)

第二十条 法第六十四条第二項の規定において同条第一項の決議の取消しの訴えについて会社法第九百三十七条第一項(第一号ト(2)に係る部分に限る。)の規定を準用する場合には、同項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「資産流動化法第二十二條第四項において準用する第九百三十条第二項各号」と読み替えるものとする。

第二十一条 削除

(特定目的会社の社員総会について準用する会社法の規定の読替え)

第二十二條 法第六十五條第三項の規定において特定目的会社の社員総会について会社法第三百十四條及び第三百十八條第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十四條	株主の	社員の
第三百十八條第四項	株主	社員

(特定目的会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又

(優先資本金の額の減少をする場合について準用する法の規定の  
読替え)

第二十九条 (略)

(削る)

第四十五条 削除

は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第二十三条 法第六十五条第四項の規定において特定目的会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合には、同項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「資産流動化法第二十二条第四項において準用する第九百三十条第二項各号」と読み替えるものとする。

(優先資本金の額の減少をする場合について準用する法等の規定の読替え)

第二十九条 (略)

2 法第一百条第四項の規定において同条第一項の規定による優先資本金の額の減少をする場合について法第六十四条第二項において準用する会社法第九百三十七条第一項(第一号ト(2)に係る部分に限る。)の規定を準用する場合には、同項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「資産流動化法第二十二条第四項において準用する第九百三十条第二項各号」と読み替えるものとする。

(特定目的会社の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第四十五条 法第八十三条第一項の規定において特定目的会社の



登記について商業登記法第四十六条（第四項を除く。）及び第六十四条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十六条第二項	株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会	社員総会
第四十六条第三項	会社法第三百九十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）又は第三百七十条（同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）	資産流動化法第六十三条第一項
第六十四条	株主名簿管理人 会	特定社員名簿管理 社員総会

人又は優先出資社  
員名簿管理人

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案		現行	
(投資主総会に関する読替え)			
第八十条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第三百二十五条の二	取締役 株主総会参考書類 等	執行役員 投資主総会参考書類 等	(新設) (新設) (新設)
第三百二十五条の二第一号	株主総会参考書類	投資主総会参考書類（投資法人法第九十一条第四項に規定する投資主総会参考書類をいう。次条第一項第二号において同じ。）	(新設)
第三百二十五条の	第三百一条第一項	投資主総会参考書類	(新設)

三第一項第二号	に規定する場合には、株主総会参考書類	類
第三百二十五条の三第二項	取締役	執行役員
第三百二十五条の三第三項	第二十四条第一項	第二十四条第五項において準用する同条第一項
第三百二十五条の四第三項	取締役 株主総会参考書類等	執行役員 投資主総会参考書類等
第三百二十五条の四第四項	その	議案の要領を投資 法人法第九十一条 第一項又は第二項 の
第三百二十五条の五第二項	当該議案 取締役	議案 執行役員

(特別清算に関する読替え)

第百十三条 法第百六十四条第四項の規定において清算投資法人の特別清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

(特別清算に関する読替え)

第百十三条 法第百六十四条第四項の規定において清算投資法人の特別清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	読み替える会社法の規定
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	読み替えられる字句
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	読み替える字句

第八百八十六条第一項	第二編第九章第二節若しくはこの節	投資法人法第三編第一章第十二節第二款	(略)	読み替える会社法の規定
第八百九十三条第一項	同章第一節若しくは第二節若しくは第一節(同章第一節の規定による申立てに係る事件に係る部分に限る。若しくはこの節)	同節第一款若しくは第二款	(略)	読み替えられる字句
第八百九十六条第一項	清算人	同節第一款若しくは第二款	(略)	読み替える字句
第九百三十八条第二項第一号	清算人又は代表清算人	清算人又は代表清算人	(略)	読み替える字句
第九百三十八条第二項第三号	清算人の選任又は選定	清算人又は代表清算人	(略)	読み替える字句

(削る)

(削る)

(削る)

第九百三十八条第  
二項第四号

清算人

清算執行人又は清  
算監督人

○ 社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）

改正案

<p>（投資口について準用する法の規定の読替え） 第六十一条 法第二百二十八条第一項の規定において投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
		<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第五十九条の二 第二項</p>	<p>会社法第三百二十五条の五第二項</p>	<p>会社法第三百二十五条の二</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の二</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の五第二項</p>
<p>（投資口について準用する法の規定の読替え） 第六十一条 法第二百二十八条第一項の規定において投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
		<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

現行

（協同組織金融機関の優先出資について準用する法の規定の読替え）

第六十三条 法第二百三十五条第一項の規定において協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する協同組織金融機関の優先出資について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第一百五十九条の第二項	会社法第三百二十五条の五第二項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の五第二項

（特定目的会社の優先出資について準用する法の規定の読替え）

第六十四条の二 法第二百三十九条第一項の規定において資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社の優先出資について法

（協同組織金融機関の優先出資について準用する法の規定の読替え）

第六十三条 法第二百三十五条第一項の規定において協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する協同組織金融機関の優先出資について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

（新設）



の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百五十九条の二第一項	会社法第三百二十五条の二	資産の流動化に関する法律第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の二
第二百五十九条の二第二項	会社法第三百二十五条の五第二項	資産の流動化に関する法律第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の五第二項